

## 「福祉」の課程認定申請に係る説明会 議事次第

平成22年5月13日(木)  
14:00～15:30  
文部科学省旧庁舎第2講堂(6F)

1. 開会 14:00
2. 「福祉」の教科に関する科目の改正について 14:00～14:15  
説明: 初等中等教育局教職員課
3. 「福祉」の学習指導要領の改訂について 14:15～14:35  
説明: 初等中等教育局児童生徒課  
(2及び3についての質疑応答 14:35～14:55)
4. 今年度の「福祉」の課程認定の手続きについて 14:55～15:10  
説明: 初等中等教育局教職員課  
(4についての質疑応答 15:10～15:30)
5. 閉会 15:30

### <配付資料>

- 資料1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令について
- 資料2 教員養成課程「福祉」と高等学校教科「福祉」の科目関連表
- 資料3 「福祉」の教科に関する科目の内容
- 資料4 福祉の教科に関する科目の改正に伴う経過措置について
- 資料5 高等学校学習指導要領解説 福祉編
- 資料6 新しい介護福祉士養成カリキュラムの基準と想定される教育内容の例(案)
- 資料7 高等学校教諭免許状(福祉)に係る再課程認定審査について
- 資料8 再課程認定申請書の記載の方法について

○文部科学省令第九号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

文部科学大臣 川端 達夫

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中	福祉	社会福祉学（職業指導を含む。）
		高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉
		社会福祉援助技術
		介護理論及び介護技術
		社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習

を



を含む。）

社会福祉学（職業指導を含む。）

高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉

社会福祉援助技術

福祉  
介護理論及び介護技術

社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）

人体構造及び日常生活行動に関する理解

加齢及び障害に関する理解

に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 教育職員免許法施行規則第四条及び第五条の改正規定 平成二十三年四月一日
- 二 教育職員免許法施行規則附則第三十四項の改正規定 平成二十二年四月一日

(経過措置)

第二条 平成二十三年三月三十一日において教育職員免許法別表第一備考第五号イに規定する認定課程を有する大学（次項において「課程認定大学」という。）の課程に在学する者で、当該大学を卒業するまでに、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第五条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）第五条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。

2 平成二十三年四月一日以後に課程認定大学に入学した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第八十八条の規定により当該大学が定める期間を当該大学の修業年限に通算された者、同法第百八条第七項、第百二十二条又は第百三十二条の規定により課程認定大学に編入学した者、大学を退学した後に課程認定大学に入学し当該退学までの在学期間が修業年限に通算された者及び大学を卒業した後に課程認定大学に入学し当該卒業までの在学期間が修業年限に通算された者を除く。）以外の者であつて、平成二十六年三月三十一日までに、旧規則第五条に規定する福祉の教科についての教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者は、新規則第五条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。



## 教員養成課程「福祉」と高等学校教科「福祉」の科目関連表

(教員養成課程)

(学習指導要領)

教科に関する科目	新高等学校学習指導要領 教科「福祉」	旧高等学校学習指導要領 教科「福祉」	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉学 (職業指導を含む。)</li> <li>・ 高齢者福祉, 児童福祉及び障害者福祉</li> <li>・ 社会福祉援助技術</li> <li>・ 介護理論及び介護技術</li> <li>・ 社会福祉総合実習 (社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)</li> <li>・ 人体構造及び日常生活行動に関する理解</li> <li>・ 加齢と障害に関する理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉基礎</li> <li>・ 介護福祉基礎</li> <li>・ コミュニケーション技術</li> <li>・ 生活支援技術</li> <li>・ 介護過程</li> <li>・ 介護総合演習</li> <li>・ 介護実習</li> <li>・ <b>ここからからの理解</b></li> <li>・ 福祉情報活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉基礎</li> <li>社会福祉制度</li> <li>基礎介護</li> <li>社会福祉援助技術</li> <li>社会福祉演習</li> <li>社会福祉実習</li> <li>福祉情報処理</li> </ul>	整理統合  整理・再構成・名称変更 整理・再構成・名称変更 新設 新設 整理・再構成・名称変更 整理・再構成・名称変更 新設 整理・再構成・名称変更

※ 「ここからからの理解」の新設に伴い、「人体構造及び日常生活行動に関する理解」「加齢と障害に関する理解」の科目を新設する。

※ 「福祉情報活用」は、福祉科教員養成に係る「教科に関する科目」の他の科目と「情報機器の操作」を学ぶことにより対応することが可能である。





## 「福祉」の教科に関する科目の内容について

## 1. 新たに追加された科目

## 1. 人体構造及び日常生活行動に関する理解

## &lt;こころとからだのしくみの基礎的な領域&gt;

こころとからだのしくみ（心理面及び身体面）の基本的な理解を図る科目

## &lt;科目内容&gt;

生活行動（身じたく・移動・食事・入浴・清潔・排泄・睡眠等）と人体の関係，人体の構造，各部の名称と役割

## 2. 加齢及び障害に関する理解

## &lt;こころとからだのしくみの基礎的な領域&gt;

加齢，障害にかかる基礎的な理解を図る科目

## &lt;科目内容&gt;

発達と老化，欲求と適応機制，認知症の理解（認知症の特徴と日常生活），障害の理解（障害のとらえ方，各障害の特徴と日常生活）

※「こころとからだのしくみ」：介護福祉士の新養成課程として厚労省が出している「想定される教育内容(例)」の領域名称

## 2. 従来からある科目

### 1. 社会福祉学（職業指導を含む。）

#### <基本的な領域>

社会福祉を学ぶ上での基礎となる科目

#### <科目内容>

社会福祉の理念，社会福祉の歴史，社会福祉法制，社会保障制度，職業指導（福祉に関する職業，及び倫理を含む職業観・勤労観など）

### 2. 高齢者福祉，児童福祉及び障害者福祉

#### <分野的な領域>

各社会福祉分野の対象・制度・実践等を具体的に理解する科目

#### <科目内容>

高齢者福祉の実際，児童福祉の実際，障害者福祉の実際

### 3. 社会福祉援助技術

#### <方法技術的な領域>

社会福祉実践における社会福祉援助技術（ソーシャルワーク）を理解する科目

#### <科目内容>

社会福祉援助技術の考え方と方法，社会福祉援助技術の各論（個別的な援助，集団及び家族への援助，地域を基盤とした援助），社会福祉計画，社会福祉運営管理，社会福祉調査，社会活動法

### 4. 介護理論及び介護技術

#### <方法技術的な領域>

社会福祉実践における介護技術（ケアワーク）を理解する科目

#### <科目内容>

介護技術の考え方と方法，基本的な介護技術（衣食住を中心とした自立生活支援のための介護技術：環境の整え方・食事・排泄・清潔・着脱・運動移動・福祉用具の活用）

### 5. 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）

#### <実習・演習的な領域>

社会福祉の実践現場における体験等を通し，各科目の統合的な理解を図る科目

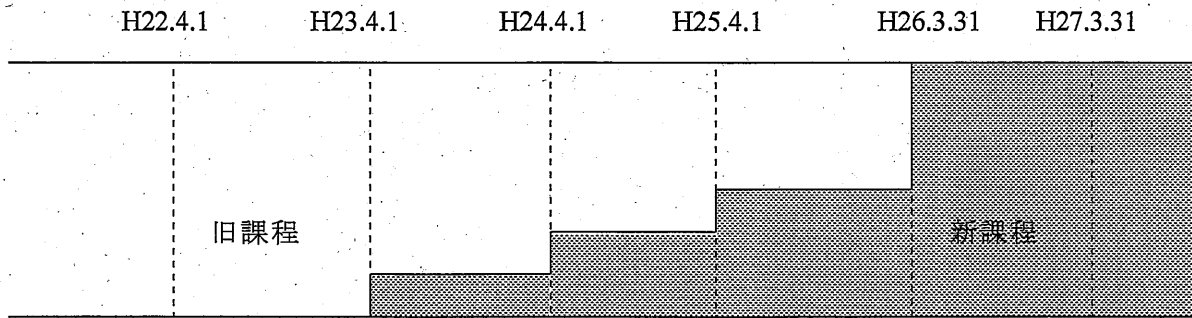
#### <科目内容>

- ① 社会福祉援助実習（学内における事例研究，社会福祉援助技術に関する演習，社会福祉調査実習）
  - ② 介護実習（福祉施設等における介護の実際，福祉施設における介護技術・社会福祉援助技術等の総合的な実習）
- ※ いずれの実習についても，適切な内容及び時間数を確保する必要があること。



## 福祉の教科に関する科目の改正に伴う経過措置について

- (1) 改正省令の施行・新課程の開始  
 (2) 旧課程の学生の大部分が卒業



(1)

(2)

パターンA ●——●  
 入学 卒業

パターンB① ●——●  
 入学 卒業

パターンB② ●——●  
 入学 卒業

パターンA : H23.3.31 以前に入学 (附則第2条第1項が適用)  
 …旧課程が適用 (※ 卒業までに福祉の旧課程の教科に関する科目を修得することが必要)

パターンB : H23.4.1 以降に入学  
 ① 1年次に入学 …新課程が適用  
 ② 2年次以上に入学又は編入学 (附則第2条第2項が適用)  
 …旧課程が適用 (※ H26.3.31 までに福祉の旧課程の教科に関する科目を修得することが必要)

# 高等学校学習指導要領解説

## 福祉編

平成21年7月

文 部 科 学 省

# 高等学校学習指導要領解説 福祉編

## 目 次

第1章	総 説	1
第1節	改訂の趣旨	1
1	改訂の経緯	1
2	改訂の趣旨	3
3	改訂の要点	5
第2節	福祉科の目標	6
第3節	福祉科の科目編成	7
第2章	福祉科の各科目	9
第1節	社会福祉基礎	9
第1	目 標	9
第2	内容とその取扱い	9
1	内容の構成及び取扱い	9
2	内 容	10
第2節	介護福祉基礎	14
第1	目 標	14
第2	内容とその取扱い	14
1	内容の構成及び取扱い	14
2	内 容	14
第3節	コミュニケーション技術	18
第1	目 標	18
第2	内容とその取扱い	18
1	内容の構成及び取扱い	18
2	内 容	18
第4節	生活支援技術	21
第1	目 標	21
第2	内容とその取扱い	21
1	内容の構成及び取扱い	21
2	内 容	22
第5節	介護過程	25
第1	目 標	25
第2	内容とその取扱い	25
1	内容の構成及び取扱い	25
2	内 容	25
第6節	介護総合演習	28
第1	目 標	28
第2	内容とその取扱い	28
1	内容の構成及び取扱い	28
2	内 容	28
第7節	介護実習	31
第1	目 標	31
第2	内容とその取扱い	31

1	内容の構成及び取扱い	31
2	内 容	31
第8節	こころとからだの理解	34
第1	目 標	34
第2	内容とその取扱い	34
1	内容の構成及び取扱い	34
2	内 容	34
第9節	福祉情報活用	39
第1	目 標	39
第2	内容とその取扱い	39
1	内容の構成及び取扱い	39
2	内 容	39
第3章	教育課程の編成と指導計画の作成	43
第1節	教育課程の編成	43
1	教育課程編成の一般方針	43
2	各教科・科目及び単位数等	44
3	各教科・科目の履修等	46
4	各教科・科目等の授業時数等	48
5	教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	49
第2節	各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	53
1	指導計画の作成に当たっての配慮事項	53
2	各科目の指導に当たっての配慮事項	54
3	実験・実習の実施に当たっての配慮事項	54

## 第8節 ころとからだの理解

この科目は、介護を実践する際に必要なころとからだについての基礎的な知識を習得するとともに、社会的に重要性を増している高齢者や認知症、障害について基礎的な理解を深め、これからの介護ニーズに対応できる能力を育成することを目的として、今回の改訂で新設された科目である。

### 第1 目標

自立生活を支援するために必要なころとからだの基礎的な知識を習得させ、介護実践に適切に活用できる能力を育てる。

この科目のねらいは、介護実践の根拠となる心理、人体の構造と機能、発達と老化、認知症及び障害に関する基礎的な知識を習得させるとともに、生活支援技術と関連させて介護実践に適切に活用できる能力を育成することである。

### 第2 内容とその取扱い

#### 1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)ころとからだの基礎的理解、(2)生活支援に必要なころとからだのしくみの理解、(3)発達と老化の理解、(4)認知症の理解、(5)障害の理解の5項目で構成しており、2～12単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は次のように示されている。

(内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(2)については、「生活支援技術」との関連を図り、各器官の機能と基本的な生活行動との関係について、その概要を理解させること。

イ 内容の(3)から(5)までについては、サービス利用者の生活や心身の状況に加え、家族を含めた周囲の環境にも十分留意する必要があることを理解させること。また、高齢者や障害者などに多く見られる疾病や機能低下が及ぼす日常生活への影響などを扱うとともに、高齢者や障害者の尊厳を守る介護の基本を理解させること。

この科目の指導に当たっては、介護実践に必要な知識という観点から、人体や骨格模型、各種メディア教材などを活用し、ころとからだについて理解させることをねらいとしている。

内容の(2)の指導に当たっては、「生活支援技術」の内容との関連を図り、各器官の機能と基本的な生活行動との関係について理解させるとともに、生活支援を行うときの根拠を身に付けさせるよう留意する。

内容の(3)から(5)の指導に当たっては、サービス利用者について理解するためには、その生活や心身の状況についての知識とともに、家族を含めた周囲の環境などを総合的に理解させる必要がある。また、高齢者や障害者に多く見られる疾病や機能の低下についての医学的な知識を習得させ、疾病や機能の低下が及ぼす日常生活への影響などを扱うとともに、これらの知識が尊厳を保持する介護の学習に活用できるよう留意する。

#### 2 内容

##### (1) ころとからだの基礎的理解

ア ころの理解  
イ からだのしくみの理解

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)のアについては、人間の基本的欲求や社会的欲求も扱うこと。イについては、人体の構造や関節可動域などの機能、人体各部の名称などを扱うこと。

ここでは、サービス利用者の尊厳の保持と自立支援を図る介護実践のため、人間の心理面と身体面のしくみについて取り上げ、人間が心身の相互作用によって生きている存在であることについて理解させることをねらいとしている。

ア こころの理解

こころについて、人間の基本的欲求や社会的欲求と適応機制、ストレスとその対処法、自己概念と尊厳、思考や感情、学習や記憶などを取り上げ、人間のこころのしくみについて理解させる。

イ からだのしくみの理解

からだのしくみについて、人間の生命維持と生体恒常性のしくみ、人体の構造や関節可動域などの機能及び人体各部の名称、ボディメカニクスなどを取り上げ、人間のからだのしくみについて理解させる。

(2) 生活支援に必要なこころとからだのしくみの理解

ア 身じたくに関するこころとからだのしくみ  
イ 移動に関するこころとからだのしくみ  
ウ 食事に関するこころとからだのしくみ  
エ 入浴・清潔に関するこころとからだのしくみ  
オ 排泄に関するこころとからだのしくみ  
カ 睡眠に関するこころとからだのしくみ  
キ 終末期に関するこころとからだのしくみ  
ク 緊急時に関するこころとからだのしくみ

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)のキについては、対象となる人の状態に応じた医療職など他職種との連携についても扱うこと。クについては、対象となる人の状態や状況に応じた緊急時における介護実践が行えるよう具体的な事例を通して扱うこと。

ここでは、「生活支援技術」に必要な基礎知識として、サービス利用者の日常生活のすべてに関連する行為や終末期・緊急時の心理面と身体面についての基礎的な知識を習得させることをねらいとしている。また、日常生活での変化に気付き、必要に応じて医療職と連携できる能力を育成することもねらいとしている。

ア 身じたくに関するこころとからだのしくみ

身じたくに関するこころとからだの基礎的知識として、身じたくの生理的意味、爪や毛髪<sup>ウケ</sup>の構造と機能、口腔の清潔などを取り上げ、その人らしさを表現する身じたくについて理解させるとともに、心身の機能の低下が身じたくや整容行動に及ぼす影響について理解させる。また、日常生活でサービス利用者の身じたくにおける変化に気付くための観察の方法や対応についても理解させる。

イ 移動に関するこころとからだのしくみ

移動に関するこころとからだの基礎的知識として、移動の生理的意味、重心の移動やバランス、良肢位、安全・安楽な移動、姿勢・体位の保持、歩行のしくみ<sup>ヒョウ</sup>、筋力・骨の強化のしくみなどについて理解させるとともに、骨折、廃用症候群、褥瘡などの機能の低下や障害

が及ぼす移動や身体などへの影響についても理解させる。

ウ 食事に関するところとからだのしくみ

食事に関するところとからだの基礎的知識として、食べることの生理的意味、必要な栄養素量や水分量、おいしく感じるしくみ、食欲や口渇などについて理解させるとともに、低血糖・高血糖、嚥下障害などの機能の低下や障害が及ぼす影響、誤嚥や食欲不振、食事制限のある人の食行動についても理解させる。また、誤嚥を予防するための日常生活での留意点、嚥下障害や脱水症状などに気付く観察のポイントや対応についても理解させる。

エ 入浴・清潔保持に関するところとからだのしくみ

入浴・清潔保持に関するところとからだの基礎的知識として、入浴や清潔の生理的意味、リラクセス、爽快感を感じるしくみ、皮膚の汚れ、発汗のしくみについて理解させるとともに、かゆみやかぶれ、褥瘡などの機能の低下や障害が及ぼす入浴・清潔保持や身体への影響についても理解させる。

オ 排泄に関するところとからだのしくみ

排泄に関するところとからだの基礎的知識として、排泄の生理的意味と排泄物の性状・量・回数、排尿や排便のしくみについて理解させるとともに、便秘や下痢、失禁などの機能の低下や障害の原因とその影響について理解させる。また、生活場面における排泄状態や便秘・下痢などに気付くための観察の方法や対応についても理解させる。

カ 睡眠に関するところとからだのしくみ

睡眠に関するところとからだの基礎的知識として、睡眠の生理的意味、睡眠時間やリズム、睡眠に関連したしくみなどについて理解させるとともに、不眠などの機能の低下や障害が及ぼす心理面や身体面への影響についても理解させる。

キ 終末期に関するところとからだのしくみ

終末期に関するところとからだの基礎的知識として、死のとらえ方について理解させるとともに、終末期から危篤、死亡時の身体機能の低下の特徴、死後の身体的変化、死に対する恐怖・不安、本人や家族が死を受容する過程などについても理解させる。また、呼吸困難時や疼痛緩和のために行われる医療の実際と医療との連携についても理解させる。

ク 緊急時に関するところとからだのしくみ

緊急時に関するところとからだの基礎的知識として、日常生活で起こりやすい発熱、外傷、熱傷、誤嚥、骨折などについて理解させるとともに、主な疾病において起こりやすい症状などについても理解させる。また、緊急時の適切な対応について、対象となる人の状態や状況に応じた介護実践が行えるよう具体的な事例を通して取り扱う。さらに、救急時や災害時における被災者及び救援者自身の心身の状態、心的外傷後ストレス障害（PTSD）やストレス、こころのケアについても理解させる。

(3) 発達と老化の理解

- ア 人間の成長と発達
- イ 老年期の理解と日常生活
- ウ 高齢者と健康

(内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)のアについては、人の成長・発達における心理や身体機能の変化と日常生活への影響について扱うこと。イについては、老年期の定義、高齢者の医療制度などについて、「社会福祉基礎」や「介護福祉基礎」と関連付けて扱うこと。ウについては、保健医療職との連携についても扱うこと。

ここでは、人間の成長と発達及び老化についての基礎的理解のため、誕生から死に至るまで

の心理や身体機能の成長・成熟、生理的変化を取り上げて理解させるとともに、老化に伴う心身や日常生活の変化、家庭や地域での役割の変化、喪失体験などについて考えさせる。

ア 人間の成長と発達

人間の成長と発達について、その定義、生涯の各発達段階と発達課題などについて理解させるとともに、人間の成長・発達の観点から人格と尊厳、老いの価値、喪失体験などを取り上げて、心理や身体機能の変化と日常生活への影響について考えさせる。

イ 老年期の理解と日常生活

老年期について、世界保健機関（WHO）や老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律などを取り上げ、老年期の定義、老年期の発達課題などについて理解させるとともに、老化に伴う心身の変化の特徴と日常生活への影響、高齢者の心理についても理解させる。また、地域で暮らす高齢者との交流や高齢者疑似体験などの機会を設け、高齢者の日常生活を具体的に理解させる。

ウ 高齢者と健康

高齢者と健康について、生活習慣が関連する疾病を含め、高齢者に多い疾病や症状の現れ方の特徴、身体の不調の訴えなどを取り上げて理解させるとともに、日常生活上の留意点についても理解させる。また、高齢者の健康管理のためには保健医療職との連携が必要であることも理解させる。

(4) 認知症の理解

ア 認知症の基礎的理解

イ 認知症に伴う心身の変化と日常生活

ウ 認知症を取り巻く状況

(内容の範囲や程度)

エ 内容の(4)及び(5)については、地域の支援体制や関連職種との連携と協働、チームアプローチ及び家族への支援についても扱うこと。

オ 内容の(4)については、認知症の特徴、心の変化、生活面への影響、支える家族の心の変化や生活面への影響について扱うこと。ウについては、認知症ケアの歴史や理念、罹患患者数の推移、認知症高齢者支援対策の概要も扱うこと。

ここでは、認知症の原因となる主な疾病や症状の特徴、それらによって引き起こされる機能の変化や生活障害、認知症ケアなどについて理解させるとともに、家族への支援や地域における支援体制の在り方について考えさせることをねらいとしている。

ア 認知症の基礎的理解

認知症について、日常生活に影響する認知症の中核症状や周辺症状の理解とともに、アルツハイマー病など認知症の原因となる主な疾患の特徴や検査・治療の実際及び予防など、認知症の基礎的知識や特性について理解させる。また、認知症と間違われやすい症状や若年性認知症についても理解させる。

イ 認知症に伴う心身の変化と日常生活

認知症が及ぼす心理的影響や特徴的な行動障害、周辺症状の背景にある混乱や孤独感など認知症のある人のこころの特徴について理解させるとともに、人間関係や居住環境などの環境変化が認知症の人の日常生活に与える影響について理解させる。また、認知症の人の生活支援に当たっては、認知症の特性を踏まえた適切なアセスメントを行い、周辺症状や生活障害を緩和していく支援が必要であることについて理解させる。さらに、地域におけるサポート体制やチームアプローチ、レスパイトケアなど家族への支援についても理解させる。



ウ 認知症を取り巻く状況

認知症ケアの歴史や理念、認知症の罹患者数の推移と認知症高齢者の現状、認知症高齢者支援対策の概要などを取り上げ、認知症を取り巻く状況について理解させる。

(5) 障害の理解

- ア 障害の基礎的理解
- イ 生活機能障害の理解
- ウ 障害者の生活理解

(内容の範囲や程度)

- エ 内容の(4)及び(5)については、地域の支援体制や関連職種との連携と協働、チームアプローチ及び家族への支援についても扱うこと。
- カ 内容の(5)については、障害に関する基本的な考え方と関係法規について、「社会福祉基礎」と関連付けて扱うこと。アについては、国際障害分類から国際生活機能分類への障害のとらえ方の変遷を扱うこと。イについては、各種障害の種類や特性などについて扱うこと。ウについては、具体的な事例などを通して、障害が日常生活に及ぼす影響、機能の活用、地域における支援体制などについても扱うこと。

ここでは、障害者の心理や障害の医学的な基礎知識、自立支援に向けた国際生活機能分類（ICF）の障害のとらえ方について理解させるとともに、障害者やその家族を含め、より良い生活支援を行うための根拠となる知識を習得させることをねらいとしている。

指導に当たっては、障害に関する基本的な考え方を「社会福祉基礎」と関連させて理解させるとともに、障害者の生活理解については事例を活用して、日常生活への影響や潜在的な能力の活用・支援体制などを理解させる。

ア 障害の基礎的理解

障害について、障害者関係法規、ノーマライゼーションやリハビリテーションの考え方、国際障害者年の理念などを取り上げ、障害の概念や障害者福祉の基本理念について理解させる。特に、国際障害分類（ICIDH）から国際生活機能分類（ICF）への障害のとらえ方の変遷とその意味について具体的に理解させる。

イ 生活機能障害の理解

視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、肢体不自由、内部障害などの身体障害、知的障害、精神障害、発達障害などについて、各種障害の種類と原因など障害の医学的な基礎知識を習得させるとともに、障害が及ぼす心理的影響や障害受容の過程、適応機制についても理解させる。また、生活機能障害について、障害のある人やその家族の講話、ディスカッション、疑似体験や事例などから具体的に理解させる。

ウ 障害者の生活理解

各種障害の特性を把握させた上で、様々な機能の低下や障害の疑似体験、障害者の講話、各種メディア教材などでの学習を通して障害者の生活理解を深める。また、国際生活機能分類（ICF）の視点によるアセスメントに基づき、潜在的な能力を活用したその人らしい質の高い生活を送るための生活支援の在り方について考えさせる。また、家族への心理的支援や障害受容への援助、レスパイトケアなど家族への支援についても理解させる。さらに、地域における行政・関係機関や地域自立支援協議会などとの連携、サポート体制について理解させるとともに、障害状況に応じた生活を支援するためには、他の福祉職や障害の種類、特性に応じた保健医療職との連携、チームアプローチが必要であることも理解させる。



2年課程 新しい介護福祉士養成カリキュラムの基準と想定される教育内容の例 (案)

資格取得時の介護福祉士養成の目標

1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける。
2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する。
3. 介護実践の根拠を理解する。
4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる。
5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる。
6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる。
7. 他の職種役割を理解し、チームに参画する意義を理解できる。
8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける。
9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける。
10. 的確な記録・記述の方法を身につける。
11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける。

〔目的〕

1. 介護を必要とする者に対する全人的な理解や尊厳の保持、介護実践の基盤となる教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養する。
2. 利用者に対して、あるいは多職種協働で進めるチームケアにおいて、円滑なコミュニケーションをとるための基礎的なコミュニケーション能力を養う。
3. アカウンタビリティ(説明責任)や根拠に基づく介護の実践のための、わかりやすい説明や的確な記録・記述を行う能力を養う。
4. 介護実践に必要な知識という観点から、介護保険や障害者自立支援法を中心に、社会保障の制度、施策についての基礎的な知識を養う。また、利用者の権利擁護の視点、職業倫理を養う。

		カリキュラムの基準			想定される教育内容の例		
		教育内容	時間数	ねらい	教育に含むべき事項		
人間と社会	人間の理解 必修	人間の尊厳と自立	30	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習とする。	人間の尊厳と自立  介護における尊厳の保持・自立支援	人間理解と尊厳  人権と尊厳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人間」の多面的理解</li> <li>・人間の尊厳</li> <li>・自立・自律</li> <li>・権利擁護・アドボカシー</li> <li>・人権尊重</li> <li>・身体的・精神的・社会的な自立支援</li> </ul>
		人間関係とコミュニケーション	30	介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を養うための学習とする。	人間関係の形成 コミュニケーションの基礎	人間関係と心理 対人関係とコミュニケーション  コミュニケーションを促す環境  コミュニケーションの技法  道具を用いた言語的コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己覚知、他者理解、ラポール、その他</li> <li>・対人関係・コミュニケーションの意義</li> <li>・対人関係・コミュニケーションの概要</li> <li>・対人距離(物理的・心理的距離)</li> <li>・言語的コミュニケーション</li> <li>・非言語的コミュニケーション</li> <li>・受容・共感・傾聴</li> <li>・機器を用いたコミュニケーション</li> <li>・記述によるコミュニケーション</li> </ul>
	社会の理解	60	1. 個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解するための学習とする。	生活と福祉	家庭生活の基本機能  家族  地域  社会、組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産・労働、教育・養育、保健・福祉、生殖、安らぎ・交流、その他</li> <li>・家族の概念</li> <li>・家族の変容</li> <li>・家族の構造や形態</li> <li>・家族の機能、役割</li> <li>・家族観の多様化</li> <li>・地域の概念</li> <li>・コミュニティの概念</li> <li>・都市化と地域社会</li> <li>・過疎化と地域社会</li> <li>・地域社会の集団・組織</li> <li>・社会、組織の概念</li> <li>・社会、組織の機能、役割</li> <li>・グループ支援、組織化</li> <li>・エンパワメント</li> </ul>	



2わが国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習とする。

社会保障制度

3. 介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援制度について、介護実践に必要な観点から基礎的知識を習得する学習とする。

介護保険制度

障害者自立支援制度

ライフスタイルの変化

- ・雇用労働の進行、女性労働の変化、雇用形態の変化
- ・少子化、健康寿命の延長
- ・余暇時間
- ・生涯学習、地域活動への参加
- ・その他

社会構造の変容

- ・産業化・都市化
- ・地域社会の変化

生活支援と福祉

- ・生活の概念
- ・福祉の考え方とその変遷
- ・自助、互助、共助、公助

社会保障の基本的な考え方

- ・社会保障の概念と範囲
- ・社会保障の役割と意義
- ・社会保障の理念

日本の社会保障制度の発達

- ・日本の社会保障制度の基本的な考え方、憲法との関係
- ・戦後の緊急援護と社会保障の基盤整備
- ・国民皆保険、国民皆年金
- ・社会福祉法
- ・福祉六法
- ・社会保障費用の適正化・効率化
- ・地方分権
- ・地域福祉の充実
- ・社会保障構造改革

日本の社会保障制度のしくみの基礎的理解

- ・社会保障の財源
- ・社会保険、社会扶助
- ・公的保険制度、民間保険制度

現代社会における社会保障制度

- ・人口動態の変化、少子高齢化
- ・社会保障の給付と負担
- ・持続可能な社会保障制度

介護保険制度創設の背景及び目的

- ・介護保険制度改革
- ・介護保険の保険者と被保険者
- ・介護保険の保険給付と利用者負担
- ・受給権者（要介護者、要支援者、介護保険法で定める特定疾病）
- ・介護サービス利用までの流れ
- ・介護サービス等の種類・内容
- ・介護サービス情報の公表
- ・介護予防の概念

介護保険制度における組織、団体の役割

- ・国の役割
- ・都道府県の役割
- ・市町村の役割
- ・指定サービス事業所の役割
- ・国民健康保険団体連合会の役割

介護保険制度における専門職の役割

- ・介護支援専門員の役割
- ・関連専門職種

障害者自立支援制度創設の背景及び目的

- ・社会福祉基礎構造改革と障害者施策
- ・障害者基本計画、新障害者プラン
- ・支援費制度
- ・障害者自立支援法の目的

障害者自立支援制度のしくみの基礎的理解

- ・自立支援給付と利用者負担
- ・障害者自立支援制度における事業者及び施設
- ・障害者自立支援制度における専門職の役割
- ・障害福祉サービス利用の流れ
- ・障害福祉サービスの種類・内容

障害者自立支援制度における組織、団体の機能と役割

- ・国の役割
- ・都道府県の役割
- ・市町村の役割
- ・指定サービス事業所の役割
- ・国民健康保険団体連合会の役割



	<p>4. 介護実践に必要とされる観点から、個人情報保護や成年後見制度などの基礎的知識を習得する学習とする。</p>	<p>介護実践に関連する諸制度</p>	<p>個人の権利を守る制度の概要  保健医療福祉に関する施策の概要  介護と関連領域との連携に必要な法規  生活保護制度の概要</p>	<p>・個人情報保護に関する制度 ・成年後見制度 ・社会福祉法における権利擁護のしくみ ・消費者保護法 ・高齢者虐待防止法 ・高齢者保健医療制度 ・生活習慣病予防その他の健康づくりのための施策 ・結核・感染症対策 ・難病対策 ・HIV／エイズ予防対策  ・医療関係者に関する法規 ・医療関係施設に関する法規  ・生活扶助、介護扶助</p>
<p>選択</p>	<p>①生物や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習 ②数学と人間のかかわりや社会生活における数学の活用と数学的・論理的思考の学習 ③家族・福祉、衣食住、消費生活等に関する基本的な知識と技術の学習 ④組織体のあり方、対人関係のあり方、(リーダーとなった場合の)人材育成のあり方についての学習 ⑤現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習 ⑥その他の社会保障関連制度についての学習</p>		<p>(例)生物、生命科学 (例)統計、数学(基礎)、経理 (例)家庭、生活技術、生活文化 (例)経営、教育 (例)社会、現代社会、憲法論、政治・経済 (例)労働法制、住宅政策、教育制度、児童福祉</p>	
	<p>小計 240</p>			



〔目的〕

1. 介護サービスを提供する対象、場によらず、あらゆる介護場面に汎用できる基本的な介護の知識・技術を養う。
2. 自立支援の観点から介護実践できる能力を養う。
3. 利用者のみならず、家族等に対する精神的支援や援助のために、実践的なコミュニケーション能力を養う。
4. 多職種協働やケアマネジメントなどの制度の仕組みを踏まえ、具体的な事例について介護過程を展開できる能力を養う。
5. リスクマネジメント等、利用者の安全に配慮した介護を実践する能力を養う。

教育内容	時間数	ねらい	教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
介護の基本	180	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。	<p>介護福祉士を取り巻く状況</p> <p>介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ</p> <p>尊厳を支える介護</p> <p>自立に向けた介護</p> <p>介護を必要とする人の理解</p> <p>介護サービス</p> <p>介護実践における連携</p>	<p>介護の歴史</p> <p>介護問題の背景</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法</p> <p>専門職能団体の活動</p> <p>QOL</p> <p>ノーマライゼーション</p> <p>利用者主体</p> <p>自立支援</p> <p>個別ケア</p> <p>ICF</p> <p>リハビリテーション</p> <p>人間の多様性・複雑性の理解</p> <p>高齢者のくらしの実際</p> <p>障害のある人のくらしの理解</p> <p>介護を必要とする人の生活環境の理解</p> <p>介護サービスの概要</p> <p>介護サービス提供の場の特性</p> <p>多職種連携(チームアプローチ)</p>	<p>・少子高齢化、家族機能の変化、介護の社会化、高齢者虐待、介護ニーズの変化、その他</p> <p>・介護福祉士の定義</p> <p>・介護福祉士の義務</p> <p>・名称独占と業務独占</p> <p>・養成制度</p> <p>・登録状況</p> <p>・専門職集団としての役割、機能、その他</p> <p>・QOLの考え方</p> <p>・ノーマライゼーションの考え方、ノーマライゼーションの実現、その他</p> <p>・利用者主体の考え方、利用者主体の実現、その他</p> <p>・自立・自律の考え方、自己決定・自己選択、自立支援の考え方、自立支援の具体的展開</p> <p>・生活意欲への働きかけ、エンパワメント</p> <p>・その他</p> <p>・個別ケアの考え方、個別ケアの具体的展開、その他</p> <p>・ICFの考え方、ICFの視点にもとづく利用者のアセスメント、その他</p> <p>・リハビリテーションの考え方</p> <p>・リハビリテーションの実際</p> <p>①病院・施設におけるリハビリテーション</p> <p>②在宅におけるリハビリテーション</p> <p>③介護予防</p> <p>・リハビリテーション専門職との連携</p> <p>・その他</p> <p>・その人らしさの理解(、生活史、価値観、生活感、生活習慣、生活様式等の多様性、その他)</p> <p>・健康、生活のリズム、生活文化、家族・世帯構成、役割、すまいと環境、就労・雇用、収入・生計、社会活動・余暇活動、レクリエーション、その他</p> <p>・障害のある人の生活ニーズ</p> <p>・生活を支える基盤(各種年金制度、生活保護、介護保険)</p> <p>・生活を支えるサービスの現状と課題</p> <p>・その他</p> <p>・生活、生活環境の考え方</p> <p>・家族</p> <p>・地域</p> <p>・社会</p> <p>・ケアプラン、ケアマネジメントの流れとしくみ</p> <p>・介護保険のサービスの種類</p> <p>・サービスの報酬、算定基準</p> <p>・その他</p> <p>・居宅</p> <p>・施設</p> <p>・その他</p> <p>・多職種連携(チームアプローチ)の意義と目的</p> <p>・他の福祉職種の機能と役割、連携</p>



教育内容	時間数	ねらい	教育に含むべき事項	想定される教育内容の例
			<p>介護従事者の倫理</p> <p>介護における安全の確保とリスクマネジメント</p> <p>介護従事者の安全</p>	<p>地域連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健医療職種の機能と役割、連携</li> <li>・その他の関連職種との連携</li> <li>・地域連携の意義と目的</li> <li>・地域住民・ボランティア等のインフォーマルサービスの機能と役割、連携</li> <li>・地域包括支援センターの機能と役割、連携</li> <li>・市町村、都道府県の機能と役割、連携</li> <li>・その他</li> </ul> <p>職業倫理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護従事者の倫理</li> <li>・介護実践の場で求められる倫理</li> <li>・その他</li> </ul> <p>利用者の人権と介護 プライバシーの保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束禁止、高齢者虐待、児童虐待、その他</li> <li>・個人情報保護、その他</li> </ul> <p>介護における安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観察</li> <li>・正確な技術</li> <li>・予測、分析</li> </ul> <p>事故防止、安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティマネジメント</li> <li>・緊急連絡システム</li> <li>・転倒・転落防止、骨折予防</li> <li>・防火・防災対策</li> <li>・利用者の生活の安全(鍵の閉め忘れ、消費者被害、その他)</li> </ul> <p>感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染予防の意義と介護</li> <li>・感染予防の基礎知識と技術</li> <li>・感染管理</li> <li>・衛生管理</li> <li>・その他</li> </ul> <p>介護従事者の心身の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康管理(ストレス、燃えつき症候群、その他)</li> <li>・身体の健康管理(感染予防と対策、腰痛予防と対策、その他)</li> <li>・労働安全</li> </ul>
<p>コミュニケーション技術</p>	<p>60</p>	<p>介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習とする。</p>	<p>介護におけるコミュニケーションの基本</p> <p>介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション</p> <p>介護におけるチームのコミュニケーション</p>	<p>介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割</p> <p>利用者・家族との関係づくり</p> <p>利用者・家族とのコミュニケーションの実際</p> <p>利用者の状況・状態に応じたコミュニケーションの技法の実際</p> <p>記録による情報の共有化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・話を聴く技法</li> <li>・利用者の感情表現を察する技法(気づき、洞察力、その他)</li> <li>・納得と同意を得る技法</li> <li>・相談、助言、指導</li> <li>・意欲を引き出す技法</li> <li>・利用者本人と家族の意向の調整を図る技法</li> <li>・その他</li> <li>・感覚機能が低下している人とのコミュニケーション</li> <li>・運動機能が低下している人とのコミュニケーション</li> <li>・認知・知覚機能が低下している人とのコミュニケーション</li> <li>・その他</li> <li>・介護における記録の意義、目的</li> <li>・介護に関する記録の種類</li> <li>・記録の方法、留意点</li> <li>・記録の管理</li> <li>・介護記録の共有化</li> <li>・情報通信技術(IT)を活用した記録の意義、活用の留意点</li> <li>・介護記録における個人情報保護</li> <li>・介護記録の活用</li> </ul>



教育内容	時間数	ねらい	教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
				<p>報告</p> <p>会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> <li>・報告の意義、目的</li> <li>・報告・連絡・相談の方法、留意事項</li> <li>・その他</li> <li>・会議の意義、目的</li> <li>・会議の種類</li> <li>・会議の方法</li> <li>・会議の方法、留意点</li> <li>・その他</li> </ul>
生活支援技術	300	<p>尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出し、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。</p>	<p>生活支援</p> <p>自立に向けた居住環境の整備</p> <p>自立に向けた身じたくの介護</p> <p>自立に向けた移動の介護</p>	<p>生活の理解</p> <p>生活支援</p> <p>居住環境整備の意義と目的</p> <p>生活空間と介護</p> <p>居住環境のアセスメント</p> <p>安全で心地よい生活の場づくり</p> <p>施設等での集住の場合の工夫・留意点</p> <p>他の職種の役割と協働</p> <p>身じたくの意義と目的</p> <p>身じたくに関する利用者のアセスメント</p> <p>生活習慣と装いの楽しみを支える介護</p> <p>整容行動、衣生活を調整する能力のアセスメントと介助の技法</p> <p>利用者の状態・状況に応じた身じたくの介助の留意点</p> <p>他の職種の役割と協働</p> <p>移動の意義と目的</p> <p>移動に関する利用者のアセスメント</p> <p>安全で気兼ねなく動けることを支える介護</p> <p>安全で的確な移動・移乗の介助の技法</p> <p>利用者の状態・状況に応じた移動の介助の留意点</p> <p>他の職種の役割と協働</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の定義、生活形成のプロセス、生活経営その他</li> <li>・生活支援の考え方、ICFの視点にもとづくアセスメント、その他</li> <li>・居場所とアイデンティティ、生活の場、すまい、住み慣れた地域での生活の保障、その他</li> <li>・ICFの視点にもとづく利用者の全体像のアセスメント</li> <li>・安全で住み心地のよい生活の場づくりのための工夫</li> <li>(快適な室内環境の確保、浴室、トイレ、台所等の空間構成、プライバシーの確保と交流の促進、安全性への配慮、その他)</li> <li>・住宅改修</li> <li>・住宅のバリアフリー化</li> <li>・ユニバーサルデザイン</li> <li>・その他</li> <li>・ユニットケア、居室の個室化、なじみの生活空間づくり、その他</li> <li>・ICFの視点にもとづくアセスメント</li> <li>・生活習慣と装いの楽しみを支える介護の工夫</li> <li>①整容(洗面、整髪、ひげの手入れ、爪、化粧等)</li> <li>②口腔の清潔</li> <li>③衣服着脱</li> <li>・感覚機能が低下している人の介助の留意点</li> <li>・運動機能が低下している人の介助の留意点</li> <li>・認知・知覚機能が低下している人の介助の留意点</li> <li>・ICFの視点にもとづくアセスメント</li> <li>・安全で気兼ねなく動けることを支える介護の工夫(外出の環境づくり、社会参加、余暇活動、レクリエーション、その他)</li> <li>①歩行の介助の技法</li> <li>②車いすの介助</li> <li>③安楽な体位の保持</li> <li>④体位変換</li> <li>感覚機能が低下している人の介助の留意点</li> <li>運動機能が低下している人の介助の留意点</li> <li>認知・知覚機能が低下している人の介助の留意点</li> </ul>



教育内容	時間数	ねらい	教育に含むべき事項	想定される教育内容の例
介護			自立に向けた食事の介護	<p>食事の意義と目的</p> <p>食事に関する利用者のアセスメント</p> <p>「おいしく食べる」ことを支える介護</p> <p>安全で的確な食事介助の技法</p> <p>利用者の状態・状況に応じた介助の留意点</p> <p>他の職種の役割と協働</p>
			自立に向けた入浴・清潔保持の介護	<p>入浴の意義と目的</p> <p>入浴に関する利用者のアセスメント</p> <p>爽快感・安楽を支える介護</p> <p>安全・的確な入浴・清潔保持の介助の技法</p> <p>利用者の状態・状況に応じた介助の留意点</p> <p>他の職種の役割と協働</p>
			自立に向けた排泄の介護	<p>排泄の意義・目的</p> <p>入浴に関する利用者のアセスメント</p> <p>気持ちよい排泄を支える介護</p> <p>安全・的確な排泄の介助の技法</p> <p>利用者の状態・状況に応じた介助の留意点</p> <p>他の職種の役割と協働</p>
			自立に向けた家事の介護	<p>家事の意義・目的</p> <p>家事に関する利用者のアセスメント</p> <p>家事に参加することを支える介護</p> <p>家事の介助の技法</p>
				<p>・ICFの視点にもとづくアセスメント</p> <p>・「おいしく食べる」ことを支える介護の工夫(食事を楽しむための食卓の環境づくり、食器の工夫、献立に興味をもってもらう工夫、その他)</p> <p>・感覚機能が低下している人の介助の留意点</p> <p>・運動機能が低下している人の介助の留意点</p> <p>・認知・知覚機能が低下している人の介助の留意点</p> <p>・誤嚥、窒息の防止のための日常生活の留意点</p> <p>・脱水の予防のための日常生活の留意点</p> <p>・ICFの視点にもとづくアセスメント</p> <p>爽快感・安楽を支える介護の工夫(入浴を楽しむ環境づくり、スキンシップ、コミュニケーション、その他)</p> <p>①入浴</p> <p>②シャワー浴</p> <p>③全身清拭</p> <p>④陰部洗浄</p> <p>⑤足浴・手浴</p> <p>⑥洗髪</p> <p>・感覚機能が低下している人の介助の留意点</p> <p>・運動機能が低下している人の介助の留意点</p> <p>・認知・知覚機能が低下している人の介助の留意点</p> <p>・ICFの視点にもとづくアセスメント</p> <p>気持ちよい排泄を支える介護の工夫(がまんさせない工夫、恥ずかしくなく排泄できる環境づくり、その他)</p> <p>①トイレ</p> <p>②ポータブルトイレ</p> <p>③採尿器・差し込み便器</p> <p>④おむつ</p> <p>・感覚機能が低下している人の介助の留意点</p> <p>・運動機能が低下している人の介助の留意点</p> <p>・認知・知覚機能が低下している人の介助の留意点</p> <p>・便秘・下痢の予防のための日常生活の留意点</p> <p>・尿回数が多い人への日常生活の留意点</p> <p>・失禁時の介護の留意点</p> <p>・ICFの視点にもとづくアセスメント</p> <p>家事に参加することを支える介護の工夫(意欲を出すはたらきかけ、その他)</p> <p>①調理(加工食品の活用と保存、配食サービスの利用含む)</p> <p>②洗濯</p> <p>③掃除・ごみ捨て</p> <p>④裁縫</p> <p>⑤衣類・寝具の衛生管理</p>



教育内容	時間数	ねらい	教育に含むべき事項	想定される教育内容の例
			<p>利用者の状態・状況に応じた介助の留意点</p> <p>他の職種の役割と協働</p> <p>自立に向けた睡眠の介護</p> <p>睡眠の意義・目的 睡眠に関する利用者のアセスメント</p> <p>安眠のための介護 安眠を促す介助の技法</p> <p>利用者の状態・状況に応じた介助の留意点</p> <p>他の職種の役割と協働</p> <p>終末期の介護</p> <p>終末期における介護の意義、目的 終末期における利用者のアセスメント</p> <p>医療との連携 終末期における介護 臨終時の介護 グリーフケア</p>	<p>⑥買い物</p> <p>⑦家庭経営、家計の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感覚機能が低下している人の介助の留意点</li> <li>・運動機能が低下している人の介助の留意点</li> <li>・認知・知覚機能が低下している人の介助の留意点</li> </ul> <p>ICFの視点にもとづくアセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安眠のための介護の工夫</li> <li>・感覚機能が低下している人の介助の留意点</li> <li>・運動機能が低下している人の介助の留意点</li> <li>・認知・知覚機能が低下している人の介助の留意点</li> <li>・不眠時の対応</li> </ul> <p>終末期における尊厳の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前意思確認</li> </ul> <p>ICFの視点にもとづくアセスメント</p> <p>看取りのための制度(重度化対応加算、看取り介護加算)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨終時の対応</li> </ul>
介護過程	150	他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。	<p>介護過程の意義 介護過程の展開</p> <p>介護過程の実践的展開</p> <p>介護過程とチームアプローチ</p>	<p>介護過程の意義、目的・目標 情報収集とアセスメント 課題、目標</p> <p>計画 実施 評価</p> <p>自立に向けた介護過程の展開の実際</p> <p>利用者の状態・状況に応じた介護過程の展開の実際</p> <p>介護過程とチームアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援の課題、目標のとらえ方</li> <li>・その他</li> <li>・評価の目的</li> <li>・評価の内容、方法</li> <li>・その他</li> <li>・ケースカンファレンス</li> <li>・サービス担当者会議</li> <li>・介護過程とケアプラン(介護サービス計画)</li> <li>・他の職種との連携</li> <li>・その他</li> </ul>
介護総合演習	120	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。		
介護実習	450	<p>①個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。</p> <p>②個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。</p>		
小計	1260			



【目的】

1. 介護実践に必要な知識という観点から、からだところのしくみについての知識を養う。
2. 増大している認知症や知的障害、精神障害、発達障害等の分野で必要とされる心理的社会的なケアについての基礎的な知識を養う。

教育内容	時間数	ねらい	教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
発達と老化の理解	60	発達の観点からの老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する学習とする。	人間の成長と発達の基礎的理解  老年期の発達と成熟  老化に伴うことからの変化と日常生活  高齢者と健康	人間の成長と発達  老年期の定義(WHO、老人福祉法、老人保健法の老人医療制度)  老年期の発達課題  老化に伴う心身の変化の特徴  老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響  高齢者の心理  高齢者の疾病と生活上の留意点  高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点  保健医療職との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達の定義</li> <li>・発達段階</li> <li>・発達課題</li> <li>・その他</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人格と尊厳、老いの価値、喪失体験、セクシュアリティ、その他</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防衛反応(反射神経)の変化</li> <li>・回復力(抵抗力)の変化</li> <li>・適応力(順応力)の変化</li> <li>・身体的機能の変化と日常生活への影響</li> <li>・知的・認知機能の変化と日常生活への影響</li> <li>・精神的機能の変化と日常生活への影響</li> <li>・その他</li> <li>・老化を受けとめる高齢者の気持ち</li> <li>・社会や家庭での役割を失う高齢者の気持ち</li> <li>・障害を受けとめる高齢者の気持ち</li> <li>・友人との別れを受けとめる高齢者の気持ち</li> <li>・経済的不安を抱える高齢者の気持ち</li> <li>・その他</li> <li>・高齢者の症状の現れかたの特徴</li> <li>・高齢者の体の不調の訴え(痛み、かゆみ、不眠、冷え、その他)</li> </ul>
認知症の理解	60	認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	認知症を取り巻く状況  医学的側面から見た認知症の基礎  認知症に伴うことからの変化と日常生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケアの歴史</li> <li>・認知症ケアの理念</li> <li>・認知症高齢者の現状と今後</li> <li>・認知症に関する行政の方針と施策</li> <li>・認知症による障害</li> <li>・認知症と間違えられやすい症状</li> <li>・認知症の原因となる主な病気の症状の特徴</li> <li>・若年性認知症</li> <li>・病院で行われる検査、治療の実際</li> <li>・認知症の人の特徴的な心理・行動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者の数の推移、その他</li> <li>・認知症高齢者支援対策の概要(相談対策の整備、在宅対策、施設対策、権利擁護対策、地域密着型サービス、認知症地域支援体制構築等推進事業、認知症高齢者の自立度、その他)</li> <li>・記憶障害</li> <li>・見当識障害</li> <li>・失語、失行、失認、その他</li> <li>・うつ病</li> <li>・せん妄</li> <li>・アルツハイマー病</li> <li>・脳血管性疾患</li> <li>・レビー小体病</li> <li>・ピック病</li> <li>・クロイツフェルト・ヤコブ病</li> <li>・その他(慢性硬膜外血腫、等)</li> <li>・検査</li> <li>・治療</li> <li>・予防</li> <li>・認知症が及ぼす心理的影響</li> <li>・認知症の人の特徴的な行動障害</li> </ul>



教育内容	時間数	ねらい	教育に含むべき事項	想定される教育内容の例	
			連携と協働  地域におけるサポート体制  チームアプローチ 家族への支援	・周辺症状の背景にある、認知症のある人の特徴的なこころの理解(混乱、不安、怯え、孤独感、怒り、悲しみ、その他) ・認知症の人の特性を踏まえたアセスメント(保たれている能力と低下している能力の把握、家族との関係の把握、その他) ・環境変化が認知症の人に与える影響(なじみの人間関係、居住環境、その他) ・その他 ・地域包括支援センターの役割・機能 ・コミュニティ 地域連携、町づくり ・ボランティアや認知症サポーターの役割・機能 ・多職種協働の継続的ケア ・家族の認知症の受容の過程での援助 ・家族の介護力の評価 ・家族のレスパイト ・その他	
障害の理解	60	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	障害の基礎的理解  障害の医学的側面の基礎的知識  連携と協働  家族への支援	障害の概念 障害者福祉の基本理念 身体障害 精神障害 知的障害 発達障害 難病 障害のある人の心理 障害に伴う機能の変化と日常生活への影響 地域におけるサポート体制 チームアプローチ 家族への支援	・障害の捉えかた、ICIDH(国際障害分類)とからICF(国際生活機能分類)への変遷、その他 ・ノーマライゼーション、リハビリテーション、国際障害者年の理念、その他 ・視覚障害の種類と原因と特性 ・聴覚障害、言語機能障害種類と原因と特性 ・肢体不自由の種類と原因と特性 ・内部障害の種類と原因と特性 ・精神障害の種類と原因と特性 ・知的障害の種類と原因と特性 ・発達障害の種類と原因と特性 ・難病の種類と原因と特性 ・障害が及ぼす心理的影響 ・障害の受容 ・適応と適応規制、その他 ・障害のある人の特性を踏まえたアセスメント(保たれている能力と低下している能力の把握、家族との関係の把握) ・行政・関係機関との連携 ・地域自立支援協議会との連携 ・その他 ・他の福祉職種との連携 ・保健医療職種との連携 ・その他 ・家族の障害の受容の過程での援助 ・家族の介護力の評価 ・家族のレスパイト ・その他
こころからだのしくみ	120	介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習とする。	こころのしくみの理解	人間の欲求の基本的理解 自己概念と尊厳 こころのしくみの基礎	・基本的欲求 ・社会的欲求 ・その他 ・自己概念に影響する要因 ・自立への意欲と自己概念 ・自己実現といきがい ・その他 ・こころのしくみに関する諸理論 ・思考のしくみ ・学習・記憶・思考のしくみ ・感情のしくみ ・意欲・動機づけのしくみ ・適応のしくみ ・その他

こころからだのしくみ



教育内容	時間数	ねらい	教育に含むべき事項	想定される教育内容の例
こころとからだのしくみ			からだのしくみの理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・からだのしくみの基礎</li> <li>・生命の維持・恒常のしくみ(体温、呼吸、脈拍、血圧、その他)</li> <li>・人体部位の名称</li> <li>・ biomechanics</li> <li>・関節の可動域</li> <li>・その他</li> </ul>
			身じたくに関連したところとからだのしくみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身じたくに関連したところとからだの基礎知識</li> <li>・身じたくの行為の生理的意味</li> <li>・爪の構造と機能</li> <li>・毛髪構造と機能</li> <li>・その他</li> </ul>
			移動に関連したところとからだのしくみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身じたくに関連したところとからだのしくみ</li> <li>・口腔の清潔のしくみ</li> <li>・口臭のしくみ</li> <li>・その他</li> </ul>
			食事に関連したところとからだのしくみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能の低下・障害が及ぼす整容行動への影響</li> <li>・口腔の清潔に関する機能の低下・障害の原因</li> <li>・機能の低下・障害が及ぼす口腔の清潔への影響</li> <li>・その他</li> </ul>
			移動に関連したところとからだのしくみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活場面におけるところとからだの変化の気づきと医療職との連携</li> <li>・移動に関連したところとからだの基礎知識</li> <li>・移動行為の生理的意味</li> <li>・重心の移動、バランス</li> <li>・良肢位</li> <li>・その他</li> </ul>
			移動に関連したところとからだのしくみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動に関連したところとからだのしくみ</li> <li>・安全・安楽な移動、姿勢・体位の保持のしくみ</li> <li>・立位・座位保持のしくみ</li> <li>・歩行のしくみ</li> <li>・筋力・骨の強化のしくみ</li> <li>・その他</li> </ul>
			移動に関連したところとからだのしくみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能の低下・障害が及ぼす移動への影響</li> <li>・移動に関する機能の低下・障害の原因</li> <li>・機能の低下・障害が及ぼす移動への影響(骨折、廃用症候群、褥瘡、その他)</li> <li>・運動が及ぼす身体への負担</li> <li>・その他</li> </ul>
			食事に関連したところとからだのしくみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活場面におけるところとからだの変化の気づきと医療職との連携</li> <li>・食事に関連したところとからだの基礎知識</li> <li>・からだをつくる栄養素</li> <li>・1日に必要な栄養量</li> <li>・1日に必要な水分量</li> <li>・その他</li> </ul>
			食事に関連したところとからだのしくみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食べることに関連したところのしくみ</li> <li>・食べることの生理的意味</li> <li>・食欲・おいしさを感じるしくみ(空腹・満腹、食欲に影響する因子、視覚・味覚・嗅覚、その他)</li> <li>・のどが湿くしくみ</li> <li>・食べるしくみ <ul style="list-style-type: none"> <li>食物を口まで運ぶ(視覚の情報、手の機能、姿勢と運動)</li> <li>食物の性質の判断(視覚、嗅覚からの情報、過去の記憶)</li> <li>食物にあった口の準備(筋肉、神経、唾液の分泌)</li> <li>咀嚼運動</li> <li>嚥下運動・嚥下反射</li> <li>消化</li> </ul> </li> <li>・その他</li> </ul>
			食事に関連したところとからだのしくみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能の低下・障害が及ぼす食事への影響</li> <li>・食べることに関する機能の低下・障害の原因</li> <li>・機能の低下・障害が及ぼす食事への影響(低血糖・高血糖、嚥下障害、誤嚥のある人の食行動、食欲不振のある人の食行動、食事制限が必要な人の食行動、その他)</li> </ul>
			食事に関連したところとからだのしくみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活場面におけるところとからだの変化の気づきと医療職との連携</li> <li>・誤嚥を予防するための日常生活での留意点</li> <li>・嚥下障害に気づく観察のポイント</li> <li>・脱水に気づく観察のポイント</li> </ul>







## 高等学校教諭免許状（福祉）に係る再課程認定審査について

高等学校学習指導要領教科「福祉」において、新しい内容である「こころとからだの理解」が追加されたことをふまえ、高等学校教諭免許状「福祉」の取得に必要な「教科に関する科目」として、「人体構造及び日常生活行動に関する理解」及び「加齢及び障害に関する理解」を追加することとなった。

その為、平成23年4月1日からの改正規定の施行に伴い、現在福祉の教科についての高等学校教諭一種免許状の認定課程を有している大学については、平成22年度中に改正後の規定による課程の認定を受ける必要がある。

### 1. 審査の対象

- ・「福祉」の教科に関する科目のみ

### 2. 提出資料

以下の書類をファイル（※1）に綴じて提出すること。

なお、通常の課程認定申請がある大学については、通常の課程認定申請とあわせて1冊とする。

	福祉の再課程認定のみの大学	通常の課程認定申請もある大学	印刷方法
様式第1号	○	× ※3	片面
様式第2号 (概要)	○	× ※3	片面
様式第2号 (高・教科に関する科目)	○	○	両面
シラバス ※2	○	○	両面
様式第3号 ※2	○	○	両面
様式第4号	○	○	両面
様式第9号	△ ※4	△ ※4	片面
学則・履修規定等	○	× ※3	両面

※1 作成の方法については、申請の手引き p 13 を参照。なお、福祉の再課程認定のみの大学については、パイプファイルではなく紙ファイルで構わない。

※2 シラバス及び様式第3号は、今回新たに追加された科目に係るもののみとする。

※3 様式第1号及び様式第2号、学則等は通常の課程認定申請とあわせて1部とする。

※4 今回再課程認定を受ける課程において、他の免許種の課程認定を受けている場合には提出が必要。

### 3. 申請期間

平成22年7月5日（月）～7月23日（金）

通常の課程認定申請＋福祉の再課程認定のある大学は、この期間内であれば、通常の課程認定申請受付期間内でも構わない。

### 平成22年度課程認定スケジュールについて

事項	時期
事前相談	4月19日(金)～7月2日(金)
申請書提出(※)	
①通常の課程認定申請のみの大学	7月5日(月)～7月16日(金)
②福祉の再課程認定申請のみの大学 通常の課程認定+福祉の再課程認定を行う大学	7月5日(月)～7月23日(金)
審査	7月～12月 (予定)
中央教育審議会へ諮問	9月 (予定)
中央教育審議会からの答申・認定	12月 (予定)
認定書発送	平成23年3月 (予定)

※申請書提出について

通常の課程認定申請を行う大学と、福祉の再課程認定を行う大学とで、申請期間や提出方法が異なるため注意すること。

申請書の提出方法は、福祉の再課程認定のみの大学は郵送による提出、通常の課程認定申請を行う大学は文部科学省において直接提出すること。

申請書提出の為の来庁予約、申請書の印刷方法及び抜刷り提出方法等詳細については、6月中旬にメールにて周知を予定しているため、そちらを確認すること。

<申請種別ごとの申請期間・提出方法>

申請種別	申請期間	申請方法
通常の課程認定申請のみの大学	①	直接持参
福祉の再課程認定申請のみの大学	②	郵送
通常の課程認定申請と福祉の再課程認定申請を行う大学	②	直接持参
<注> 学部において福祉の再課程認定と専攻科において通常の課程申請を行う大学	学部 : ② 専攻科 : ①	学部 : 郵送 専攻科 : 直接持参



## 再課程認定申請書の記載の方法について

各様式の記載方法については、教職課程認定申請の手引き（平成22年度改定版）を参照し、確認をすること。  
なお、特に記載に当たって留意いただきたい点は以下の通り。

## ○様式第1号 手引き p 15

通常の課程認定申請がある場合には、それらとあわせて1枚とする。

## ○様式第2号（概要） 手引き p 17

様式第2号（概要）（学部学科等の課程）

認定を受けようとする大学の課程の概要

大学名		〇〇大学（学部学科等の課程）							
設置者名		〇〇〇〇							
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇							
学部名	学科等名	入学定員	設置年度	認定を受けようとする免許状の種類（免許教科・領域）	現在認定を受けている免許状の種類（認定年度）				
					幼・小	中・高	特支	美教・乐教	
〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	高一種免 (平成11年度)					
〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	高一種免（福祉）				高一種免（福祉） (平成18年度)	
〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	高一種免（理科）					
入学定員合計		〇〇							
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇学部〇〇学科は、平成〇〇年度設置のため、現在、設置認可申請中である。</li> <li>・〇〇学部〇〇学科は、平成〇〇年度設置のため、現在、設置届出予定である。</li> </ul>							

## ①学部名、学科等名欄

学部名、学科等名欄には今回の課程認定申請の有無にかかわらず、既に課程認定を受けている課程をすべて記載すること。

## ②認定を受けようとする免許状の種類欄

③の「現在認定を受けている免許状の種類」欄に記載した免許種のうち、「高一種（福祉）」のみを記載する。

本年度、福祉の再課程認定の他に通常の課程認定申請を行う学科・免許種がある場合は、併せて記載しておくこと。

## ③現在認定を受けている免許状の種類欄

各学科で既に認定を受けている免許種全てを記載すること。

各免許種の下に（ ）書で記載する認定年度は、教職実践演習の再課程認定を除いた年度を記載する。

<例>

平成21年度に通常の再課程認定申請を行った大学

→認定年度は22年度

平成18年度に通常の再課程認定申請を行い平成21年度に教職実践演習の再課程認定申請を行った大学

→認定年度は19年度



○様式第2号（認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織） 手引き p 21～

今回申請を行う課程における、福祉の教科に関する科目の開設状況等を記載すること。

様式第2号（高・教科に関する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（高・教科に関する科目）

認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数		2. 学位		備考
				・教科に関する科目	20単位	学士	学士(〇〇〇〇)	
認定を受けようとする免許状の種類(免許教科)	免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する開設授業科目		専任教員		備考
	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	専任教員	専任教員	
高1種免(福祉)	社会福祉学(職業指導を含む)	社会福祉学	社会福祉学	社会福祉学	社会福祉学	〇〇〇〇	〇〇〇〇	職業指導を含む この科目より1科目選択必修
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	児童・家庭福祉論	社会福祉学	社会福祉学	社会福祉学	社会福祉学	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
社会福祉援助技術	福祉援助の理論と方法	社会福祉学	社会福祉学	社会福祉学	社会福祉学	〇〇〇〇	〇〇〇〇	※みなし専任教員(××学科教員)
介護理論及び介護技術	介護理論	社会福祉学	社会福祉学	社会福祉学	社会福祉学	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉実習を含む)	介護実習	社会福祉学	社会福祉学	社会福祉学	社会福祉学	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
人体構造及び日常生活行動に関する理解	人体構造学	社会福祉学	社会福祉学	社会福祉学	社会福祉学	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
加齢及び障害に関する理解	発達と老化	社会福祉学	社会福祉学	社会福祉学	社会福祉学	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)			26単位		●専任教員数(合計)		〇人
	・教員の免許状取得のための選択科目			8単位		●必要専任教員数		4人

①学位欄

その課程において得られる学位の種類を記載すること。

なお、学位の種類だけでなく( )書で専攻分野も記載すること。

<例> 学士(社会福祉学)  
専攻分野

②授業科目欄

学則に定められている授業科目の名称を記載すること。

各科目区分ごとに、一般的包括的な内容を含む授業科目について、科目名称及び単位数に下線を引くこと。

(各科目区分ごとに最低1科目は、下線が引かれているか確認すること。)

③専任教員欄

この欄に記載されている専任教員の氏名・職位が、様式第3号に専任教員として記載されている者の氏名・職位と一致しているか確認すること。

また、この様式に記載される専任教員のうち、最低1名は「教授」でなければならない。(必ずしも今回新たに追加する科目を教授が担当している必要はない。)

同一専任教員が複数の授業科目を担当する場合には、これらの科目のうちいずれか1つの科目を除いて、当該教員の氏名に( )を付して記載すること。

④単位数欄

教員免許を修得するために必ず修得する必要のある科目の合計単位数を「必修科目(選択必修科目の単位数を含む)」欄に記載すること。その際には、選択必修科目として最低修得しなければならない単位数も含めて合計する。

選択科目の合計単位数は、「選択科目」欄に記載すること。選択必修科目については、最低限修得しなければならない単位を除いた残りの単位数を、選択科目として合計する。

<例>上記表の場合

- ・教員の免許状取得のための必修単位(選択必修科目の単位数を含む)  
→必修単位24単位+選択必修2単位=計26単位
- ・教員の免許状取得のための選択科目  
→選択科目6単位+選択必修2単位=計8単位



○シラバス 手引き p 5 5

担当教員名欄には、複数教員が担当する場合には全ての担当教員の氏名を記載すること。

なお、この欄に記載されている教員の氏名・人数と、様式第3号に記載されている教員の氏名・人数が一致しているか確認すること。

○様式第3号 手引き p 6 1～

様式第2号(高・教科に関する科目)の今回新たに追加された科目の担当教員として記載されている専任教員(前頁③の赤枠内)と、本様式に専任教員として記載されている教員の氏名・職位が一致しているか確認すること。

また、シラバスの担当教員欄に記載されている者が、本様式に漏れなく記載されているか確認すること。

様式第3号(教科に関する科目)

学部・学科等別 教員組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類(免許教科)	科目の別	専任等の別	教授等の別	① 氏名 (年齢)	② 担当授業科目	備考
○○学部 ○○学科	高一種免 (福祉)	教科に 関する 科目	専任	教授	○○○○ (○○歳)	××××	1
			専任	准教授	○○○○ (○○歳)	××××	2
			専任	講師	○○○○ (○○歳)	××××	3
			兼任	教授	○○○○ (○○歳)	××××	4
			兼任	講師	○○○○ (○○歳)	××××	5
			兼任	助教	○○○○ (○○歳)	××××	6
			兼任	講師	○○○○ (○○歳)	××××	7
			兼任	講師	○○○○ (○○歳)	××××	8
			兼任	講師	○○○○ (○○歳)	××××	9
			兼任	講師	○○○○ (○○歳)	××××	15

①氏名欄

今回新たに追加される科目を担当する教員のみ記載すること。

②担当授業科目欄

記載する教員が、今回新たに追加される科目だけでなく、他の科目を担当している場合でも、今回新たに追加された科目のみを記載すること。



○様式第4号（教員個人に関する書類） 手引き p 81～ ※記載方法について手引きの修正あり

様式第3号に記載のある教員の個人に関して様式第4号を作成する必要がある。

本年度の教職課程の科目の担当状況により作成すべき書類が異なるため、それぞれの教員について確認の上、以下の書類を作成すること。

①職務調書	様式第3号に記載のある全ての教員
②履歴書	申請年度において教職課程の科目を担当していない教員
③教育研究業績書	(①職務調書に「担当授業科目なし」と記載した教員又は科目名に( )を付した科目のみを記載した教員)

①担当授業科目欄

本年度(22年度)に担当している科目のみを記載すること。

(認定年度(23年度)に担当する科目ではないので注意すること。)

原則、当該教員が担当する全ての教職課程の授業科目のみを記載する。

ただし、大学の判断により、教職課程以外の科目も担当授業科目欄に記載しても構わない。その場合には、教職課程以外の科目であることを示すため授業科目名に( )書を付すこと。

様式第4号（教員個人に関する書類）

①職務調書

勤務先	学部・学科等	職名	担当授業科目	単位数	備考
〇〇大学	〇〇学部 〇〇学科	教授  ①	社会福祉概論	2	前期
			介護実習 (家庭援助論)	2	後期
				4	通年
	.....		4	通年	
	.....		2	...	
〇〇短期大学	※※学科	講師	(.....)	1	...
			.....	1	...
〇〇大学院	△△研究科 △△専攻	講師	.....	2	...
			.....	2	...

上記のとおり相違ありません。  
平成〇〇年 〇月 〇日  
本人氏名 〇 〇 〇 〇 岡

②認定を受けようとする課程における担当授業科目

今回新たに追加となった科目以外に教科に関する科目を担当している場合であっても、本欄には新たに追加された科目のみを記載すること。

様式第4号（教員個人に関する書類）

③教育研究業績書

平成〇〇年〇月〇日  
氏名 〇 〇 〇 〇 岡

② 認定を受けようとする課程における担当授業科目

- 〇〇〇〇
- 〇〇〇〇

教育上の能力に関する事項

事項	年月日	概要
1 教育方法の実践例		
2 作成した教科書・教材		
3 教育上の能力に関する大学等の評価		
4 その他		



**○様式第9号** 手引き p 112

今回福祉の再課程認定を受けようとする学科等において、別の免許種の課程認定を受けている場合には本様式の提出が必要となる。

**○学則・履修規定等**

全ての大学が23年4月1日現在の学則を提出すること。(申請時点で確定していない場合には(案)として提出することも構わないが、申請後、学則が確定した段階で申請書の差替えが必要となる。)

学則において、認定を受けようとする課程の授業科目・単位数・履修方法等が規定されていない場合には、学則に加えて、授業科目・単位数・履修方法等が規定されている履修規定等を提出すること。



※ 冊子版から赤字部分の説明を追加

【記載上の注意】

1. 本調書は、**全ての教員**（ただし、施行規則第66条の6に定める科目の担当教員及び教員審査を省略することができる場合の教員を除く）について**それぞれ作成し、申請年度における教員の担当授業科目（教職課程における担当授業科目）の状況を記載すること。**

（注1）認定年度における教員の担当授業科目の状況ではない。

（注2）申請年度においての、教職課程における担当授業科目を記載すること。

ただし、「教科（養護）に関する科目」「教科（養護）又は教職に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」の担当教員については、教職課程における担当授業科目以外の担当授業科目を記載しても構わない。

**この場合には、教職課程以外の担当授業科目名に（ ）を付すこと。**

2. 「勤務先」欄は、大学・短期大学・大学院など**高等教育機関名を記載すること。**また、同欄及び「学部・学科等」欄の名称は、**本調書の作成年月日時点の名称を記載すること。**

3. 「職名」欄は、「勤務先」欄の**各機関において、かつ、本調書作成年月日時点における職名を記載すること。**

4. 「担当授業科目」欄・「単位数」欄は、当該教員の**担当する全ての教職課程における授業科目について記載すること。**

**（注）オムニバス形式・複数教員による担当授業科目も当該科目の単位数を記載すること。**

5. 「備考」欄は、担当授業科目の担当時期及び担当形態の別により、以下のように記載すること。

- ・ 前期に担当する授業科目である場合 → 「前期」
- ・ 後期に担当する授業科目である場合 → 「後期」
- ・ 1年間を通して担当する授業科目である場合 → 「通年」
- ・ 集中講義により担当する授業科目である場合 → 「集中」
- ・ オムニバス形式で担当する授業科目である場合 → 「オムニバス」
- ・ 複数教員で担当する授業科目である場合 → 「複数教員担当」

6. **申請年度における担当授業科目がない教員（例：現職教員・教職経験者など）は、備考欄に「担当授業科目なし」と記載すること。**

**（注1）** 当該教員は、本調書では**担当授業科目を記載することができないため、様式第4号②履歴書、③教育研究業績書を提出すること。**

**（注2）** 注1に加え、上記1.（注2）により、教職課程以外の担当授業科目（科目名に（ ）を付して記載した科目）のみの教員についても、**様式第4号②履歴書、③教育研究業績書を提出すること。**



7. 本調書の年月日は、教員が本調書を実際に記載した年月日とすること。なお、月日は、申請年度の4月1日から申請書提出日までの間のいずれかの月日とすること。

8. 「本人氏名」欄の印は、本人の自筆署名の場合は省略できる。

9. 授業科目をオムニバス形式で担当する場合は、当該教員の担当内容（範囲・領域・分野）を、当該科目の「備考」欄に簡単に記載すること。



